

議案第35号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第7条第1項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同項第1号中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同項第2号中「第4条第4号」を「第4条第3号」に、「600円」を「1日につき600円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分及び第3号中「第4条第4号」を「第4条第3号」に改める。

第2条 つくば市福祉支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条中「及び同条第2項に規定する障害児並びにその保護者」を削る。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第7条第1項中「から第3号まで」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 使用料の額は、1日につき600円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

第7条第3項各号列記以外の部分及び第3号中「第4条第3号」を「第4条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童発達支援センターの開設に伴い、福祉支援センターの事業を見直すため、この条例案を提出するものである。

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
第1条―第3条（略） （事業） 第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 （1）（略） <u>（2）・（3）</u>（略） <u>（4）前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 第5条・第6条（略） （使用料） 第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。ただし、児童福祉法第21条の6の規定による提供を受ける場合は、この限りでない。 2 <u> </u>使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）第4条第1号<u>及び第2号</u>に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 （2）<u>第4条第3号</u>に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき <u>1日につき600円</u>を超えない範囲内で規則で定める額	第1条―第3条（略） （事業） 第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 （1）（略） <u>（2）児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（つくば市福祉支援センターくきざきに限る。）</u> <u>（3）・（4）</u>（略） <u>（5）前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 第5条・第6条（略） （使用料） 第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。ただし、児童福祉法第21条の6の規定による提供を受ける場合は、この限りでない。 2 <u>前項</u>の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）第4条第1号<u>から第3号まで</u>に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 （2）<u>第4条第4号</u>に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき <u>600円</u><u> </u>を超えない範囲内で規則で定める額

3 市長は、第4条第3号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第3号に掲げる事業を利用する日（以下「利用日」という。）の属する年度（利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 (以下略)

3 市長は、第4条第4号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第4号に掲げる事業を利用する日（以下「利用日」という。）の属する年度（利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 (以下略)

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （利用することができる者） 第3条 福祉支援センターを利用することができる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者_____とする。 （事業） 第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2）<u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 第5条・第6条（略） （使用料） 第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号_____に掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。 <u>2 使用料の額は、1日につき600円を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u>	第1条・第2条（略） （利用することができる者） 第3条 福祉支援センターを利用することができる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者<u>及び同条第2項に規定する障害児並びにその保護者</u>とする。 （事業） 第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 <u>（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業（つくば市福祉支援センターさくら、つくば市福祉支援センターとよさと及びつくば市福祉支援センターくきざきに限る。）</u> <u>（2）児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業（つくば市福祉支援センターとよさとに限る。）</u> （3）（略） <u>（4）前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 第5条・第6条（略） （使用料） 第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号<u>から第3号までに</u>掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。<u>ただし、児童福祉法第21条の6の規定による提供を受ける場合は、この限りでない。</u> <u>2 使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>

3 市長は、第4条第1号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第1号に掲げる事業を利用する日（以下「利用日」という。）の属する年度（利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 (以下略)

(1) 第4条第1号及び第2号に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第4条第3号に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 1日につき600円を超えない範囲内で規則で定める額

3 市長は、第4条第3号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第3号に掲げる事業を利用する日（以下「利用日」という。）の属する年度（利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 (以下略)

議案第 35 号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市福祉部障害者地域支援室

○ 制定・改廃の経緯及び内容

児童発達支援センターの開設に伴い、福祉支援センターで実施している児童発達支援事業を移行することから、福祉支援センター条例の児童発達支援に関する条文を削除するものである。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

児童発達支援センターの開設に合わせ、福祉支援センター条例の内容を整理することで、福祉支援センターの適正かつ円滑な運用に資する。